

認知症との共生社会の実現を求める意見書

本年6月、国会において、認知症の高齢者数が令和7年には約700万人になるとの想定等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進することを目的とした認知症基本法（以下「基本法」という。）が成立した。

政府は、基本法の施行に先立ち、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を開催し、認知症の本人やその家族、有識者を交えて政策に反映するための議論を行っているが、共生社会の実現に向けては、国と地方自治体が一体となり施策を進めていくことが必要である。

よって、国におかれては、次の事項について財政措置を含めた特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体による共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な認知症施策推進計画の策定が可能となる専門人材の派遣等の支援を国が行うとともに、自治体が主体的かつ自由度・実効性の高い施策を展開するため必要な予算措置の在り方を検討すること。
- 2 基本法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等の取組を部門間の縦割りをなくして推進するとともに、自治体が施策を展開するにあたって、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。
- 3 65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯、身寄りのない人が急増する中で、介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業を拡充し、住まいに課題を抱える人に対する総合的な相談体制を整備するなど、各人の意思を最大限尊重し、柔軟に寄り添い支える社会の構築に向けた取組を推進すること。
- 4 若年性認知症やその他の認知症の人の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働く意欲のある認知症の人の相談体制を充実し、本人の状態や意欲に応じて、社会の一員として安心して生活できるよう、事業者も含めた社会環境を整備すること。
- 5 高齢者を対象に早期受診を支援することを目的とした認知機能検診の推進を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
共生社会担当大臣
健康・医療戦略担当大臣

宛て

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する議論の促進を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を強化するために平成11年に国連で採択され、令和5年11月現在、条約締約国189か国中115か国が批准しており、我が国は批准に至っていない。

選択議定書は、女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。

一方で、個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連における問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があることから、外務省の主導により個人通報制度関係省庁研究会が継続的に開催され、当該制度の導入可否について、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、真剣かつ慎重に検討が進められている。

この点について、令和2年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める、と明記されている。

よって、国におかれては、ジェンダー平等を実現し、全ての人の人権が尊重される社会を創るため、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に際しての司法・立法制度における問題の有無等や諸課題の整理、検討を速やかに行うとともに、国内における議論をより一層促進することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

法務大臣

外務大臣

男女共同参画担当大臣

女性活躍担当大臣

意見書案第16号

ガザ地区における即時停戦と人道支援を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年12月11日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

ガザ地区における即時停戦と人道支援を求める意見書

パレスチナ自治区・ガザ地区（以下「ガザ地区」という。）を実効支配するイスラム組織ハマスによるイスラエル攻撃と人質連行に対し、イスラエルはガザ地区に対する大規模攻撃による侵攻を行い、ガザ地区の人道状況は、ユニセフ広報官が子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっていると発言するなど、深刻な危機に直面している。

国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の発表によれば、一連の衝突による犠牲者は、11月13日時点で、ガザ地区では11,240人、うち3分の2は子供と女性であり、一方のイスラエル側でも約1,200人が犠牲となるなど、双方の犠牲者は合わせて12,000人を超えている。

どちらの攻撃も、国際法、国際人道法に反しており、11月8日には、国連人権高等弁務官が、双方によって戦争犯罪が行われているとの認識を示したほか、同16日には、国連人権理事会の多数の専門家が共同声明を発表し、イスラエルのガザ地区への侵攻について、自衛の名の下に、ジェノサイド（集団殺害）に等しいことを正当化しようとしている、と強く警告するとともに、各国に対し、即時停戦に向けた努力が必要だと呼びかけている。

また、世界中からも停戦を求める声上がり、10月27日の国連総会では人道的休戦を求める決議が121か国の賛成により採択され、11月15日の国連安全保障理事会では緊急かつ人道的な一時休止を求める決議が12か国の賛成により採択された。

こうした中、ハマス及びイスラエルは11月22日、4日間の戦闘中断に合意したと発表し、一時戦闘を中断したものの、ガザ地区の深刻な人道的危機の打開のためには、戦闘中断にとどまらず、双方が即時停戦に向けた交渉のテーブルにつくことが急務である。

本市は早くから外国人市民施策を推進し、全国に先駆けて多文化共生社会推進指針を策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人々が互いに認め合う多文化共生社会の実現に取り組んできていることから、ガザ地区における危機的な状況を看過することはできない。

よって、国におかれては、ハマスとイスラエルに対し即時停戦のための交渉及びガザ地区における人道支援に向け、積極的に関与することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
外務大臣
防衛大臣